

# 参考

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 5 日

各バス協会 専務理事 様  
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
大阪府、兵庫県、福岡県除く)

公益社団法人日本バス協会  
技術安全部長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける  
新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（要請）

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、非常事態措置が実施されて  
いる7都道府府について別添のとおり協力依頼について要請がありました。

つきましては、貴協会あて傘下会員事業者に対し、ご参考として周知方お願いいた  
します。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山  
(TEL) 03-3216-4015



事務連絡  
令和2年4月15日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（要請）

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等に係る感染予防対策としては、「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について（要請）（令和2年2月25日付け事務連絡）」において、バス利用者等に対し、バスの待合所やバスターミナルでの構内放送、要請内容の掲示等により、手洗い励行、マスク着用、咳エチケットなどの感染症対策の周知徹底に加え、テレワーク、時差通勤等の呼びかけを行うよう、お願いしているところです。

今般、緊急事態宣言が発出され、まん延防止の観点から、都道府県を跨いで移動することは、不要不急な場合を除き極力避けることが必要とされています。特に、緊急事態措置が実施されている7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から他の地域に移動することは厳に控える必要があります。

つきましては、下記を参考に、バス利用者等に対し、感染症対策や時差通勤等の周知徹底に加え、7都府県から他の地域への不要不急の移動を控える呼びかけを行うよう、貴傘下会員への協力依頼をお願いいたします。

#### 記

（放送文案（例））

-国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです-

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、緊急事態宣言が出された7都府県から他の地域への、旅行や帰省などの移動は、真に必要な場合を除いて、控えていただきますようお願いいたします。また、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や、テレワーク、時差通勤の取組にも、引き続きご協力をお願いいたします。」